**近江八幡ふるさと再発見ガイドブック“**

**とっておき近江八幡～三方よしの地元旅”**

**公式WEBサイト掲載商品　募集要項**

**【概要】**

　「近江八幡ふるさと再発見ガイドブック」とっておき近江八幡～三方よしの地

元旅”とは、近江八幡市におけるマイクロツーリズム需要の掘り起こしと、観光関連事業者による新しい生活様式に対応した観光商品開発の動機付けとすることを目的として、市内の優れた観光サービスやその背景となる歴史・自然・食文化などを紹介するものです。

　当公式WEBサイトへの掲載を希望する事業者の方は、以下の内容をご確認の上、ご応募くださいますようお願いします。

**【対象者】**☆次の(1)〜(3)のすべてを満たす方が対象です

**（１）近江八幡市内で、観光関連事業を営む法人や団体または個人事業者。**

＊観光関連事業とは、宿泊、飲食、小売、旅客輸送、観光施設・サービスなど、観光客等を相手に直接サービス等を提供する事業者をいいます。

＊単独での応募に加え、複数の合同による応募も可能です。

　 　 ＊市内に店舗等がある事業者であれば、近江八幡市外に本店を置く法人、または近江八幡市外に住所を有する個人事業者を含みます。（但し、旅行会社はこの限りではない）

**（２）事業実施に際して、必要な許認可等を得ていること。**

＊法人でない団体等による申請の場合は、定款や会則を有していること

＊金融機関の口座を有していること

**（３）下記の【対象とならない方】に該当しないこと。**

前項（１）～（２）の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象者となりません。

⑴　自己若しくはその家族及び同居人又は自社若しくは自社の役員等が、次に掲げるいずれかに該当する者

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　イからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

⑵　近江八幡市税の滞納がある者（ただし、滞納がある場合でも分割納付、徴収猶予等の手続をしている、又はする意思があるときは、この限りでない。）

⑶　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５号に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

⑷　政治団体

⑸　その他当該事業の交付の目的に照らして適当でないと審査委員会が認める者

【**応募条件】**☆次の(1)及び(2)に応じていただくことが条件となります。

（１）掲載に際してのルールを遵守して頂くこと

＊商品の内容に応じて魅力的かつ適切に編集を行うため、文章や写真等の変更や修正等があることを予めご了承願います。

（２）事務局が依頼する販売実績等の報告やアンケート等に協力をすること

　　　＊特サイトでは、新鮮な情報を掲載するとともに、（可能な範囲で）特集記事なども掲載をしたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

**【掲載基準】**☆掲載商品は、次の(1)～(4)のすべての基準を満たす必要があります。

（１）近江八幡の魅力の“新発見”“再発見”“再認識”に繋がるもの

（２）近江八幡の地域資源・特産品を活かした、市民にとって魅力的な商品やサービスであること。または、既存の地域資源や特産品でないものを取り上げる場合においては、近江八幡の新たな魅力となる商品開発（或いは既存商品の改良）や提案が含まれていること。

　　　※但し、布教活動に繋がるものは認めません。

（３）新型コロナウィルスの感染拡大防止や安全面の配慮がなされていること。

（４）商品やサービスは市内で提供されること

＊交通手段（バスやタクシー等）が行程中に市外を通過するなどは認める

（５）商品やサービスが、本事業の終了後も継続される見込みのあること。

**【審査】**

・提出された書類が、対象者及び応募条件の要件を満たしていることを確認した後、有識者、近江八幡市、産業関連団体、観光関連団体、地域住民等から構成された審査委員会（近江八幡ふるさと観光券ガイドブック・Web掲載に係る審査委員会）にて、掲載基準を満たしているかの審査を行います。

・掲載基準を満たさないもの、或いは内容に改善や改良を求める意見があった場合は、適宜、応募者に伝えます。

・審査委員会では、応募内容に不備がなければ掲載を行うことを基本方針としていますが、特に模範と認める内容があれば、当WEBサイトにおいて大きく取り上げることもあります。

・申請商品が希望どおりに全て掲載されるわけではありません。

**【連絡先】**

※当事業は、一般社団法人近江八幡観光物産協会が、近江八幡市より委託を受け、ガイドブック及び公式WEBサイトの作成をしています。

・掲載を希望する方は、エントリー用紙にて、申請下さい。

応募（問合せ）近江八幡観光物産協会　[omi8@sweet.ocn.ne.jp](mailto:omi8@sweet.ocn.ne.jp)

　　電話0748-32-7003 Fax 0748-31-2393　担当：田中